

平成23年度 公立学校共済組合事業基本方針

平成22年12月28日制定

はじめに

ここ数年の公立学校共済組合を取り巻く全般的状況は、組合員数の減少と給与の削減が続いており極めて厳しいものとなっている。

一方、社会保障制度全般の動向としては、高齢者医療制度の見直しと新たな年金制度への検討が進められており、短期給付、長期給付とも中期的には大きな動きが今後見込まれるところである。

これらの制度改正の具体的影響は数年の議論を見守る必要性があるものの、これらの状況を注視しつつ給付事務については、正確な業務執行に一層努めることとする。

また、保険者として今後さらに大きな役割を担う保健事業を中心とした福祉事業全般については、限られた福祉財源の有効活用を図りつつ、組合員のニーズに応えるとともに事業の効率化、重点化を目指すこととする。

1 全般的事項

組合員・年金受給者等から信頼される事業運営を行うために次のとおり取り組む。

(1) 短期給付・長期給付の決定等給付事務については、所要の法改正への対応を行い適正かつ迅速な処理に努める。

また、年金相談業務について充実に努める。

(2) 法令遵守の姿勢を徹底し、適切な職務の執行に努める。個人情報 の適正な保護に特に留意する。

(3) 各事業の運営に当たっては、評価と見直しを継続的に実施し、事業の効率化、重点化を図る。

(4) 適正な予算の執行及び経費の削減に努め、特に契約事務については透明性及び公平性を確保し、競争入札の導入を推し進める。

また、会計事務について、法令、会計原則、税務等の観点に照らし、その強化を図る。

(5) 業務上の余裕金の運用に当たっては、金融市場の動向に注意を払いながら、安全かつ効率的な運用に努める。

(6) 共済組合の事業内容について組合員等の理解を深めるために、積極的に広報活動を行う。

(7) 組合員情報管理システムをはじめ各業務における電算システムの有機的かつ効率的な利用に努め、もって事務処理レベルの向上を図る。

(8) 適正な業務の執行のために、職員の資質の向上を図るための研修について、機会及び内容の充実を図る。

2 短期給付事業

(1) 健全な事業運営

短期給付の支出動向や高齢者医療への支援金の負担等、短期給付事業を取り巻く状況を踏まえ、健全な事業運営の継続に努める。

(2) 医療費適正化対策等

平成23年4月から実施されるレセプトのオンライン化を受けて、医療費適正化のためのレセプト分析と審査強化を図る。

また、医療費通知の促進に努める。

(3) 事務処理の迅速化、適正化

① 事務処理の迅速化、適正化を更に推進するため、短期給付業務処理システムの導入を引き続き行う。

② 短期給付事務担当者の事務能力の向上を目的としたテーマ別研修を实

施する。

3 長期給付事業

- (1) 組合員期間及び給与情報等の年金記録を正確に管理することにより、年金の決定を正確かつ迅速に行うことに努める。

また、年金受給者等からの照会・相談等に対して適切に対応できるよう、本部・支部が協力連携したワンストップサービスの推進等を図り、年金相談体制等の充実に努める。

なお、年金額については、減額改定となる見込みであることから、改定の事務処理に遺漏のないよう努めるとともに年金受給者に対する周知を広報誌等を通じて図る。

- (2) 組合員及び年金待機者の利便性の向上を図るため、次のとおり取り組む。

① 平成22年度からインターネットを活用した年金個人情報提供サービスを開始したところであるが、更なる利用促進のために広報活動を行う。

② 58歳に到達する組合員及び年金待機者に対して、年金請求に対する周知を図るため、引き続き年金見込額通知を送付する。

③ 年金待機者に年金決定請求書等の書類がより確実に届くよう、今後、住所整備に努める。

- (3) 年金受給者の利便性の向上を図るため、住所変更については、住民基本台帳ネットワークシステムを活用する。

- (4) 長期経理資産の運用については、長期給付積立金が減少する状況を勘案しつつ、「長期経理資産に係る運用基本方針」に基づき、引き続き安全かつ効率的な運用を行い、安定的な財源の確保に努める。

4 保健事業

(1) 新たな事業方針の制定等

保健事業検討委員会報告書（平成22年12月16日）に基づき、健康管理事業を中心に組合員等の健康増進を推進するための新たな事業方針を定めるとともに、この事業方針に沿って保健事業の見直しと充実を進める。

(2) 新たな事業の展開

① 組合員等に係る健診データや特定健診データ、レセプトデータを統合・蓄積し、さまざまな角度から分析するとともに、これにより得られた情報（疾病の傾向等）を健康管理事業に反映させることにより、健康の保持増進及び疾病予防を支援する。

② ①の取組については、健診データ・レセプトデータ等管理システム（仮称）の構築に着手し、国が検討を進めている健診データ等を活用した新たなサービスの動向も注視しながら、支部及び直営病院との連携の下で検討を行っていく。

(3) 継続事業の展開

① 国の健康増進政策及びがん検診推進策に対応し、効率的かつ効果的な事業を展開するため、新たな事業方針に沿って、事業主及び職員互助団体との連携を図りながら、人間ドック、器官別検診、特定健診等、健康づくりを内容とする健康管理事業を実施し、組合員等の健康増進を推進する。

② 特定健康診査等事業については、特定健康診査等実施計画に掲げた目標を達成できるよう、引き続き広報誌等を通じて事業の周知と受診の促進を行うとともに、事業主からの健診データの円滑な収受、受診機会の提供方法の工夫に努める。

③ 一般事業については、新たな事業方針に沿って引き続き事業の見直し

を進める。

- ④ 組合員等の福祉の増進のため、福祉保険制度を引き続き推進する。
- ⑤ 教職員生涯福祉財団との連携・協力を引き続き進めるとともに、教職員の経済生活充実のためのアイリスプランを引き続き推進する。

5 医療事業

(1) 経営改善の取組と財務体質の強化

新たな「医療事業運営要綱」及び「病院運営基本方針」に基づき、各病院が策定する第三期中期計画の実施により、更なる経営改善に取り組み、財務体質の強化を図る。

なお、療養環境の整備を図るため、九州中央病院の病棟改築を計画する。

- ① 医師、看護師等の確保に努め、より質の高い医療提供体制を整備する。
- ② 経営改善が進んでいない病院については、より踏み込んだ対応策を講じ、早期に経営基盤の確立に努める。

(2) 職域貢献事業への対応

- ① 保健事業検討委員会報告書（平成22年12月16日）に基づき、直営病院における泊ドックの今後の方向性など職域貢献事業の在り方を見直す。
- ② 保健事業で行う健診データ・レセプトデータ等管理システム（仮称）の構築及びこのデータを活用しての健康管理事業の推進について、保健事業と連携して取り組む。

6 宿泊事業

(1) 経営改善の取組と財務体質の強化

「宿泊事業運営要綱」及び「宿泊施設の経営改善に関する方針」に基づ

き、各施設が策定する経営改善計画の実施により、経営改善に取り組み、財務体質の強化を図る。

経営の健全化が困難と認められる施設は、早期に閉鎖等の措置を講ずる。

(2) 宿泊事業検討委員会（仮称）の開催

宿泊事業検討委員会（仮称）を設置し、平成24年度以降の事業の方向性について検討する。

7 住宅事業

当共済組合の住宅事業資金を活用した地方公共団体の教職員住宅の建設については、近年、大幅に減少していることなどを勘案して、次のとおり取り組むこととする。

(1) 住宅事業における新規建設は、平成24年度末をもって廃止する。

(2) 新規建設を廃止した後も、引き続き地方公共団体からの建設資金の償還管理事務等を適確に処理していくこととする。

8 貸付事業

公的年金制度の見直しとも関連する長期給付資金の独自運用の方向性を見極めつつ、今後の貸付事業の在り方について、引き続き検討する。